

# 津波災害警戒区域とは

最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」ため  
いざというときに**津波から「逃げる」**ことができるように  
警戒避難体制などのソフト対策を**強化**する区域のことです

**開発や建築の行為規制はかかりません**

静岡県の  
区域の考え方

最大クラスの津波があった場合に想定される  
浸水の深さが1cm以上の区域が基本となります

## 強化ポイント①

### 市町の取組を強化

住民等が円滑かつ迅速に避難するために

**津波ハザードマップ作成**

浸水範囲・深さ・避難場所等を明示

**津波警報等を伝達**

昼夜の具体的な伝達手段等を整理

**避難場所や避難経路を確保**

**津波避難訓練を実施**

具体的かつ実践的な訓練を実施

## 強化ポイント②

### 施設管理者※<sup>1</sup>の取組を強化

防災上配慮を要する施設利用者等が円滑かつ迅速に逃げるために

**防災体制を確立**

職務分担・指揮命令系統等

**避難誘導方法を整理**

従業員の配置・避難ルート図等

**津波避難訓練を実施**

具体的かつ実践的な訓練

**他機関の避難訓練・  
講習会等に参加**

※<sup>1</sup> 強化の対象施設

地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

お願い

津波の浸水範囲・深さ・到達予想時間

避難場所等の位置

地域の津波ハザードマップで確認してください

詳しくは市町の防災担当課へ問合せください

# 津波災害特別警戒区域とは

最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」ため  
津波から避難することが困難な要配慮者が使用する施設を  
地震や津波に対して安全なものとし、

**津波を「避ける」**ことができるように**強化**する区域のことです

**要配慮者が利用する施設の新築や改築等が対象※2となります**

静岡県の  
区域の考え方

最大クラスの津波があった場合に想定される  
基準水位※3が2m以上の区域が基本となります

強化ポイント

## 津波に対して安全な施設に

対象施設(用途)

一定の社会福祉施設  
幼稚園、特別支援学校  
病院、一定の診療所及び助産所

住宅等は対象になりません※2

**対象施設(用途)を地震や津波に対して安全なものにするために**

**建築物を地震や津波に対して  
安全な構造なものとする**

**開発区域内の土地を  
津波に対して安全なものとする**

**居室の床面の高さが基準水位以上とする**

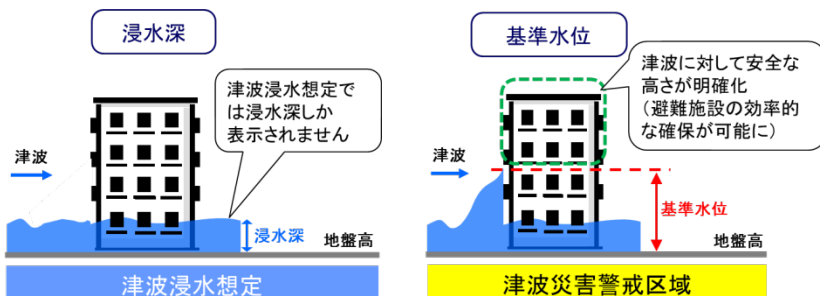
### ※2 強化の対象施設

県が指定する津波災害特別警戒区域においては住宅等は強化の対象ではありませんが、別途市町が条例で用途等を定め区域を指定する場合、住宅等が対象となる場合があります。(現時点で条例化された事例はありません。)

### ※3 基準水位

津波災害警戒区域を指定すると、建築物に衝突し上昇する津波の水位(基準水位)を公表します。

津波に対する安全な高さを確認いただけます。



※基準水位は、津波災害警戒区域の指定に併せて公示されます。

#### ●お問い合わせ先

静岡県 交通基盤部  
河川砂防局 河川企画課

〒422-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL.054-221-3202

FAX.054-221-3380

●静岡県ホームページで確認いただけます  
サイト内検索

津波災害警戒区域及び  
津波災害特別警戒区域の指定

検索



QRコードはこちら

